

人 権 だ よ り

人権教育推進委員会



「こども基本法」をご存じでしょうか？

令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されました。心と身体の発達の過程にある人を「こども」としていますので、高校生である皆さんやその保護者にとっては特に関わりの深い法律です。コロナ禍で様々な人権課題に直面した今、改めて私たちの人権感覚を見直す必要性が強く求められています。

こども家庭庁「こども基本法パンフレット」より抜粋

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、

社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指して

こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。



中間高校では「多様性を享受できる感受性を持ち、人権意識に基づき、いじめや差別を絶対に許さない態度を育てる」を重点目標としています。学校生活を共にする仲間たちに対する思いやりや受容といった意識を持って生活しましょう。

〇3 年間の人権教育

1 年次	2 年次	3 年次
【身近な差別】 ・インターネットによる人権侵害 ・障がい者差別	【部落差別について】 ・歴史 ・部落差別解消に向けて	【進路保障】 ・全国統一応募用紙の意義を学ぶ ・「言わない、書かない」の取組を学ぶ
人権週間・人権講演会等		

〇サポート体制

- ・「学校生活アンケート」「いじめアンケート」を定期的に実施します。
- ・「相談箱」を1F 図書館入り口に設置しています。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家による教育相談を実施しています。

※お子様のことで相談を希望される場合や心配なことなどありましたら、担任を通じて、または学校へ直接お電話でお問い合わせください。